

平成14年1月21日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具押収について

1月13日、島根県浜田港北北西沖約92キロメートルの日韓暫定水域近くの我が国排他的経済水域（「我が国EEZ」という。）において、当庁漁業取締船「海鳳丸」が、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見したことから、1月14日、鳥取地方裁判所米子支部から、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（EZ漁業法）第5条第1項（無許可操業）違反で、同漁具に係る差押許可状の発布を受けて、漁業取締船「みはま」及び「みうら」が1月15日に漁具の押収を行った。

押収量は、ズワイガニを漁獲するための底刺網漁具で、ロープ約1.7キロメートル、漁網約4.9キロメートル。

（写真は、底刺網漁具を押収する漁業取締船「みはま」。1月15日撮影）
更に、1月14日から18日にかけても、島根県隠岐郡白島埼北北西沖から日御碕西北西沖の日韓暫定水域近くの我が国EEZで、漁業取締船「白竜丸」と「みはま」が相次いで違法漁具を発見したことから、1月18日、鳥取地方裁判所米子支部から、差押許可状の発布を受け、1月19日から当該漁具の押収を開始している。

なお、漁具に掛かっているズワイガニ等の漁獲物は、資源保護のため、全て海中に戻している。

隠岐北方や浜田沖の暫定水域では、漁業取締船が当該海域から離れた間に、我が国EEZに侵犯し、違法に漁具が設置されていることから、さらに暫定水域と我が国EEZの境界付近の警戒を強めていく。

また、我が国EEZに侵入する韓国漁船に対しては、立入検査を行って違反漁船の特定につとめている。

（写真は、立入検査を実施する漁業取締船「白竜丸」乗組員。1月20日撮影）

【参考】

当所管内で発生した韓国漁船による漁具の違法設置事件は、平成11年1月22日に現行の日韓漁業協定が発効して以来12件発生しており、押収量は、ロープが約72キロメートル、底刺網が約98キロメートル、カニ籠409個、バイ籠279個。うち、去年は6件。今年は今回が初めてとなる。

問合わせ先：水産庁境港漁業調整事務所

（担当者） 小 谷

連絡先 0859-44-3681